（その1）

平成26年分

（　　開催分）

（ふりがな）　ふるかわやすしこうえんかい

1 政治団体の名称　古川　康後援会

2 主たる事務所の所在地（アパート・マンション名）　唐津市呉服町1790

3 代表者の氏名　（姓）宮島　（名）清一

4 会計責任者の氏名　（姓）恒松　（名）勇

事務所担当者の氏名　（姓）木庭　（名）千夏

（電話）0952-29-7635

27.3.25

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法台19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職候補者の氏名	（姓）古川　（名）康
公職の種類	衆議院議員
（現職・候補者の別）	現職

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　26年　11月　28日から
平成　26年　12月　31日まで

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額	2	1	1	0 9 2 6 8
(前年からの繰越額)			9	1 6 4 5 2
(本年の収入額)	2	0	1	9 2 8 1 6
支出総額	1	7	6	0 7 2 5 8
翌年への繰越額		3	5	0 2 0 1 0

2　収入項目別金額の内訳

	十億	百万	千	円
(1)　個人の負担する党費又は会費				
会費			5	0 9 0 0 0
員数				1 3 1

(2)　寄附													
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額												備考
			十億			百万			千			円	
(ア)個人からの寄附							1	1	7	0	0	0	
(うち特定寄附)												0	
(イ)　法人その他の団体からの寄附												0	
(ウ)　政治団体からの寄附					1	8	9	0	0	0	0	0	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)					1	9	0	1	7	0	0	0	
[寄附のうちあっせんによるもの]												0	
イ　政党匿名寄附												0	
合計　(ア)＋(イ)					1	9	0	1	7	0	0	0	

（その 6）

(6)　その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
家屋費賃借料（選挙事務所）							6	3	3	0	0	0	
この頁の小計							6	3	3	0	0	0	
1件10万円未満のもの								3	3	8	1	6	
合　　計							6	6	6	8	1	6	

備考　1.　1件当りの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。

2.「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。

3.「備考」欄には、年月日を記載すること。

（その７）

(2) 寄附の内訳														寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億			百万			千			円			年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
康友会				1	0	0	0	0	0	0			26.1.24	佐賀市中の小路4-30-201	古川　康	
康友会				1	9	0	0	0	0	0			26.1.28	佐賀市中の小路4-30-201	古川　康	
康友会				2	4	0	0	0	0	0			26.3.25	佐賀市中の小路4-30-201	古川　康	
康友会				1	3	0	0	0	0	0			26.5.23	佐賀市中の小路4-30-201	古川　康	
康友会				1	6	0	0	0	0	0			26.6.25	佐賀市中の小路4-30-201	古川　康	
康友会				1	7	0	0	0	0	0			26.8.20	佐賀市中の小路4-30-201	古川　康	
康友会				4	0	0	0	0	0	0			26.10.24	佐賀市中の小路4-30-201	古川　康	
康友会				5	0	0	0	0	0	0			26.11.26	佐賀市中の小路4-30-201	古川　康	
この頁の小計				1	8	9	0	0	0	0	0					
その他の寄附											0					
合　　計				1	8	9	0	0	0	0	0					

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が５万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。
（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、（　）の中の支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、１件当たりの金額が５万円未満の支出を一括してその合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄付の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
渕上　安次	10,000	平成26年02月07日	杵島郡白石町福富下分1554-2	農業	
富崎　一巳	20,000	平成26年03月13日	佐賀市高木瀬東4-5-31	無職	
富崎　百合子	10,000	平成26年03月13日	佐賀市高木瀬東4-5-31	無職	
青山　浩	10,000	平成26年07月31日	東京都渋谷区南平台9-18-311	会社役員	
竹下　敏昭	20,000	平成26年08月28日	佐賀市道祖元町50	会社役員	
青山　浩	10,000	平成26年08月29日	東京都渋谷区南平台9-18-311	会社役員	
渕上　フジヨ	7,000	平成26年09月24日	杵島郡白石町福富下分1554-2	農業	
青山　浩	10,000	平成26年09月30日	東京都渋谷区南平台9-18-311	会社役員	
青山　浩	10,000	平成26年10月31日	東京都渋谷区南平台9-18-311	会社役員	
青山　浩	10,000	平成26年11月28日	東京都渋谷区南平台9-18-311	会社役員	

この頁の小計	117,000
その他の寄附	
合　計	117,000

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附した者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合は、「寄附者の氏名」欄に「特甲野太というように記載すること。

4. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

（その 13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額												備考
			十億			百万			千			円	
1 経常経費													
(1) 人件費						8	4	9	1	9	8	4	
(2) 光熱水費							1	4	4	7	2	9	
(3) 備品・消耗品費						1	1	7	8	0	2	4	
(4) 事務所費						3	3	1	1	6	1	4	
小計					1	3	1	2	6	3	5	1	
2 政治活動費													
(1) 組織活動費						1	7	8	2	2	7	1	
(2) 選挙関係費												0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費													
ア 機関紙誌の発行事業費						1	0	3	4	0	7	4	
イ 宣伝事業費						1	5	5	9	2	6	0	
ウ 政治資金パーティ開催事業費												0	
エ その他の事業費												0	
(4) 調査研究費								2	4	6	3	0	
(5) 寄附・交付金								8	0	6	7	2	
(6) その他の経費												0	
小計						4	4	8	0	9	0	7	
合計					1	7	6	0	7	2	5	8	

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

（その 14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳													項目区分別　光熱水費			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料								1	1	1	3	2	26.12.25	高取㈱	佐賀市中の小路 4-30　高取ビル 2 階	
この頁の小計								1	1	1	3	2				
その他の支出							1	3	3	5	9	7				
合　　計							1	4	4	7	2	9				

備考　1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は各界議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定された期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「高熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別様とすること。

3. 〔支出の目的〕欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額は、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その 14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目区分別　備品消耗品費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気ストーブ	5,356,8	26.11.27	GooDay唐津店	唐津市二タ子 3-12-82	
事務用品代	1,018	26.11.28	㈱ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町 2-6-10	
ガソリン代	4,176	26.11.28	大和興産石油㈱	佐賀市兵庫南 2-14-1	
事務所用生花代	1,000	26.11.29	㈲花の伊東	鹿島市高津原 3588 番地 15	
事務用品代	1,504,6	26.11.29	㈱ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町 2-6-10	
医療用品代	1,278,0	26.11.29	コスモス町田店	唐津市町田 1 丁目 15 番 12 号	
ガソリン代	4,378	26.11.30	大和興産石油㈱	佐賀市兵庫南 2-14-1	
パソコン代	14,040,0	26.12.1	㈱学映システム	佐賀市鍋島町大字森田 902 番地	
名刺代	5,616	26.12.1	弘新堂	佐賀市水ケ江 4 丁目 1-3	
ゴム印	1,836,0	26.12.1	石丸印判名刺店	佐賀市中央本町 4-23	
ガソリン代	3,888	26.12.1	大和興産石油㈱	佐賀市兵庫南 2-14-1	
名刺代	2,600	26.12.4	弘新堂	佐賀市水ケ江 4 丁目 1-3	
コピー機リース料	1,879,5	26.12.4	リコーリース㈱	福岡市博多区博多駅東 2-10-25	
ゴム印	691	26.12.8	石丸印判名刺店	佐賀市中央本町 4-23	
名刺代	2,600	26.12.9	弘新堂	佐賀市水ケ江 4 丁目 1-3	
この頁の小計	28,491,6				
その他の支出					
合　　計					

備考　1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は各界議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定された期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「高熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別様とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額は、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳													項目区分別　備品消耗品費			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
名刺代									2	6	0	0	26.12.11	弘新堂	佐賀市水ケ江４丁目 1-3	
事務所用生花代								1	0	0	0	0	26.12.14	南花の伊東	鹿島市高津原 3588 番地 15	
ガソリン代									3	0	1	0	26.12.15	大和興産石油㈱	佐賀市兵庫南 2-14-1	
名刺代									1	3	0	0	26.12.16	弘新堂	佐賀市水ケ江４丁目 1-3	
ガソリン代									2	7	6	0	26.12.17	大和興産石油㈱	佐賀市兵庫南 2-14-1	
灯油代								2	9	3	7	3	26.12.19	藤津石油㈱	鹿島市大字高津原 4069 番地 10	
コピー機ﾊﾟﾌｫｰﾏﾝｽﾁｬｰｼﾞ料								1	3	3	7	7	26.12.22	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座 7-16-12	
事務用品代								2	4	2	6	7	26.12.25	木村文機㈱	佐賀市駅前中央２丁目 8-3	
名刺代									5	2	0	0	26.12.26	弘新堂	佐賀市水ケ江４丁目 1-3	
名刺代								1	2	6	0	0	26.12.29	弘新堂	佐賀市水ケ江４丁目 1-3	
神棚用品代									1	5	1	6	26.12.31	㈱ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町 2-6-10	
事務用品代										7	0	0	26.12.31	㈱ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町 2-6-10	
この頁の小計							1	0	6	7	0	3				
その他の支出							7	8	6	4	0	5				
合　　計						1	1	7	8	0	2	4				

備考　1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は各界議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、１件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定された期間に行った支出にあたっては５万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「高熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別様とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、１件当たりの金額は、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては５万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳													項目区分別　事務所費			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所賃借料							1	1	1	7	2	0	26.1.24	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	1	7	2	0	26.2.25	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	1	7	2	0	26.3.25	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	4	9	1	0	26.4.25	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	4	9	1	0	26.5.23	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	4	9	1	0	26.6.25	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	4	9	1	0	26.7.25	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	4	9	1	0	26.8.25	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	4	9	1	0	26.9.25	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	4	9	1	0	26.10.24	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃借料							1	1	4	9	1	0	26.11.25	高取㈱	佐賀市中の小路4-30　高取ビル2階	
事務所賃貸仲介手数料							3	7	8	0	0	0	26.11.25	三拓不動産	唐津市材木町2077番地1	
事務所賃借料							3	7	8	0	0	0	26.11.25	㈱雑貨屋ブルドッグ	大阪府大阪市中央区南本町1-8-15 ﾌｧｽﾎﾟﾝﾍﾞｲﾋﾞﾙ202	
切手代									5	0	0	2	26.11.29	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
事務所工事代							2	5	5	0	0	0	26.11.29	岩田建設	唐津市久里2414番地	
この頁の小計						2	2	7	0	4	4	2				
その他の支出																
合　　計																

備考　1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は各界議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定された期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「高熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別様とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額は、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳													項目区分別　事務所費			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所賃借料								5	0	0	0	0	26.12.1	土井　幸	鹿島市大字高津原 4002 番地	
電話料								2	6	7	8	5	26.12.1	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦 1-2-1	
電話料									2	6	3	1	26.12.1	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦 1-2-1	
駐車券代									7	5	6	0	26.12.4	高取㈱	佐賀市中の小路 4-30　高取ビル 2 階	
レンタルスペース使用料								2	6	7	5	6	26.12.15	㈱プラスワン	福岡県福岡市中央区天神 3 丁目 10-32　301	
駐車場賃借料								5	0	0	0	0	26.12.18	久保　清子	鹿島市高津原 3565	
切手代									6	0	0	0	26.12.18	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
電話料									3	6	1	5	26.12.23	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦 1-2-1	
駐車場代								2	1	6	0	0	26.12.25	㈲岩瀬商店	佐賀市中の小路 3-1	
事務所賃借料							1	1	4	9	1	0	26.12.25	高取㈱	佐賀市中の小路 4-30　高取ビル 2 階	
電話料									3	6	0	6	26.12.28	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦 1-2-1	
電話料									3	3	4	3	26.12.28	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦 1-2-1	
電話料									3	4	6	0	26.12.28	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦 1-2-1	
この頁の小計							3	2	0	2	6	6				
その他の支出							7	2	0	9	0	6				
合　　計						3	3	1	1	6	1	4				

備考　1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は各界議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定された期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「高熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別様とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額は、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　組織活動費　（交通費）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
通行料									8	4	0		26.11.29	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									8	4	0		26.11.29	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									5	6	0		26.11.30	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									5	6	0		26.11.30	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									5	6	0		26.11.30	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									5	6	0		26.12.1	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									8	6	0		26.12.1	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									5	6	0		26.12.1	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
船舶利用料								5	0	0	0		26.12.5	㈱唐津シーライン	佐賀県唐津市二タ子 5753-17	
通行料										5	6	0	26.12.14	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料										5	8	0	26.12.15	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料										5	6	0	26.12.16	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料										5	6	0	26.12.16	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									1	2	8	0	26.12.20	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料										8	8	0	26.12.20	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
この頁の小計								5	9	7	6	0				
その他の支出																
合　　計																

備考　1.1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2.「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3.「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4.「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳

項目区分別　組織活動費　（ 交通費 ）

支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
通行料										8	8	0	26.12.22	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
航空運賃								2	8	0	9	0	26.12.24	全日空空輸㈱	東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター	
航空運賃								4	3	8	9	0	26.12.28	全日空空輸㈱	東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター	
通行料										4	2	0	26.12.29	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									1	1	6	0	26.12.29	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料									1	1	6	0	26.12.29	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
通行料										4	2	0	26.12.29	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20	
この頁の小計								7	6	0	2	0				
その他の支出								9	5	9	8	4				
合　計							2	3	1	7	6	4				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄びは、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　組織活動費　（　組織対策費　）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代								5	2	5	0	0	26.2.28	誠文堂印刷㈱	佐賀市兵庫町藤木 396-1	
印刷代								8	5	3	2	0	26.9.25	誠文堂印刷㈱	佐賀市兵庫町藤木 396-1	
切手代								6	2	7	0	0	26.10.30	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
文房具代								1	0	1	5	2	26.11.28	ダイソーまいづる CARROT 店	唐津市藤崎通 6880-65	
切手代								2	4	6	0	0	26.11.28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
切手代								2	0	5	0	0	26.11.28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
切手代								2	0	5	0	0	26.11.28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
切手代								2	4	6	0	0	26.11.28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
切手代								3	2	8	0	0	26.11.28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
シューズ代								4	4	3	5	0	26.11.29	㈲佐嘉スポーツ	唐津市菜畑 3282-1	
手袋代								3	2	6	3	0	26.11.29	㈱ビッグ	唐津市町田 868-4	
ユニフォーム代								1	2	9	2	5	26.11.29	ユニクロ佐賀鍋島店	佐賀市鍋島町大字森田 107-1	
玉串料								3	0	0	0	0	26.11.29	唐津神社	唐津市南城内	
切手代								1	6	4	0	0	26.11.29	ローソン唐津町田二丁目店	唐津市町田 2-5-32	
ユニフォーム代								1	2	9	3	5	26.11.30	ユニクロ唐津店	唐津市和多田大土井 10-1	
この頁の小計							4	8	2	9	1	2				
その他の支出																
合　　計																

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　組織活動費　（組織対策費）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ユニフォーム代									6	4	6	5	26.11.30	ユニクロ唐津店	唐津市和多田大土井 10-1	
会場使用料								2	0	0	0	0	26.12.1	ロイヤルチェスター佐賀	佐賀市天神 1-1-28	
文房具代								3	6	2	8	8	26.12.1	㈱兼茂	鹿島市高津原 4002	
宿泊費								6	1	2	0	0	26.12.2	ホテル宙	唐津市新興町 143	
印刷費							2	0	0	8	8	0	26.12.5	誠文堂印刷㈱	佐賀市兵庫町藤木 396-1	
警備料								1	9	4	4	0	26.12.5	㈲明光	唐津市鏡 3666-4	
宿泊費									5	1	0	0	26.12.14	ホテル宙	唐津市新興町 143	
宿泊費									5	1	0	0	26.12.14	ホテル宙	唐津市新興町 143	
宿泊費									1	0	0	0	26.12.15	ホテル宙	唐津市新興町 143	
会議室使用料								1	9	0	0	8	26.12.25	ホテルニューオータニ佐賀	佐賀市与賀町 1-2	
この頁の小計							3	7	4	4	8	1				
その他の支出							5	5	0	1	8	4				
合　計						1	4	0	7	5	7	7				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄びは、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　組織活動費　（ 行事費 ）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場使用料								8	4	7	6	0	26.4.25	玉屋食品㈱	福岡市博多区博多駅東 2-2-2-8F	
この頁の小計								8	4	7	6	0				
その他の支出								2	2	1	7	0				
合　　計							1	0	6	9	3	0				

備考　1.1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては１万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては５万円以上の支出について記載すること。

2.「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3.「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4.「その他の支出」欄びは、１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては１万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては５万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　組織活動費　（　交際費　）			
支出の目的	金　　額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
この頁の小計												0				
その他の支出								3	6	0	0	0				
合　　計								3	6	0	0	0				

備考　1. 1 件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては 1 万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては 5 万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その 13）（1）支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1 件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては 1 万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては 5 万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　機関紙誌の発行事業費			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷費							3	9	9	0	0	0	26.3.25	㈱佐賀広告センター	佐賀市天神 3-2-23	
発送費							2	0	5	0	4	7	26.4.21	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
発送費							2	0	8	1	0	2	26.10.20	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
印刷費							2	2	1	4	0	0	26.10.24	㈱佐賀広告センター	佐賀市天神 3-2-23	
この頁の小計						1	0	3	3	5	4	9				
その他の支出										5	2	5				
合　　計						1	0	3	4	0	7	4				

備考　1.1 件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては 1 万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては 5 万円以上の支出について記載すること。

2.「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動（大会費）」)

3.「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4.「その他の支出」欄には、1 件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては 1 万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては 5 万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　宣伝事業費　（ ＨＰ維持費 ）			
支出の目的	金　　額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.1.20	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.2.20	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.3.20	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.4.18	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.5.20	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.6.20	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.7.18	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.8.20	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.9.19	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰサーバー料								5	4	0	0	0	26.9.25	㈱ネットコムＢＢ	佐賀市天神 3-2-23	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.10.20	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.11.20	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
ＨＰ更新料							1	0	0	0	0	0	26.12.19	小林 祐子	佐賀市嘉瀬町荻野 576-2	
この頁の小計						1	2	5	4	0	0	0				
その他の支出												0				
合　　計						1	2	5	4	0	0	0				

備考　1.1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては１万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては５万円以上の支出について記載すること。

2.「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3.「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4.「その他の支出」欄には、１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては１万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては５万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　宣伝事業費　（ 看板代 ）			
支出の目的	金　　額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
看板代							1	6	8	4	8	0	26.12.15	榊音成印刷	小城市小城町253-4	
この頁の小計							1	6	8	4	8	0				
その他の支出												0				
合　　計							1	6	8	4	8	0				

備考　1.1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2.「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動（大会費）」)

3.「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4.「その他の支出」欄びは、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　宣伝事業費　（　その他　）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場借り上げ料								7	0	9	9	0	26.11.26	公益財団法人 佐賀市文化振興財団		
会場借り上げ料								6	5	7	9	0	26.12.5	公益財団法人 佐賀市文化振興財団		
この頁の小計							1	3	6	7	8	0				
その他の支出												0				
合　計							1	3	6	7	8	0				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄びは、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　調査研究費			
支出の目的	金　　額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
この頁の小計												0				
その他の支出								2	4	6	3	0				
合　　計								2	4	6	3	0				

備考　1.1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2.「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3.「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4.「その他の支出」欄びは、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(3) 政治活動費の内訳													項目区分別　寄附・交付金　（　寄附　）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄付								2	0	6	7	2	26.11.28	活気ある佐賀県をつくる会	佐賀市中の小路4-30 高取ビル201	
この頁の小計								2	0	6	7	2				
その他の支出								6	0	0	0	0				
合　計								8	0	6	7	2				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に支出にあっては１万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあっては５万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては５万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資　産　等　の　有　無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が 100 万円を超える資産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　　銭　　信　　託	□	☑	
キ　有　　価　　証　　券	□	☑	
ク　出　　資　　に　　よ　　る　　権　　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が 100 万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が 100 万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が 100 万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が 100 万円を超える借入金	☑	□	

（その 18）

2　資産等の項目別内訳

資　産　等　の　内　訳													項目別区分　　借　入　金	
摘　　要	金　　額												年　月　日	備　　考
			十億			百万			千			円		
古川　康						8	0	0	0	0	0	0		

（その 20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 3 月 24 日

政治団体の名称　古川　康 後援会

会計責任者の氏名　恒松　勇　㊞

代表者の氏名　宮島 清一　㊞

（備考）

1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成27年3月24日

古川 康後援会
代表 宮島 清一 殿

登録政治資金監査人 白川秀樹
登録番号 第 4818 号
研修修了年月日 平成27年2月2日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、古川 康後援会の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、古川 康後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3項に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

古川 康後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上